

申請手続きの概要(農業)

免税の要件

<対象となる方>

- ・ 農業を営む者
- ・ 委託を受けて農作業を行う者で、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者

<対象となる用途>

農業の用に供する機械のうち、道路運送車両法の規定による登録(ナンバープレート)を受けていないものの動力源の用途

<対象となる機械>

- ・ 動力耕うん機等整地用機械(トラクター等)
- ・ 栽培管理用機械(施肥用機械、播種機等)
- ・ 収穫調整用機械(脱穀機、粃すり機等)
- ・ 畜産用機械(飼料粉碎機、飼料配合機械等)

申請に必要な書類等

1 免税軽油使用者証交付申請手続き

①	免税軽油使用者証交付申請書(省令様式第16号の16の2様式)
②	誓約書(省令様式第16号の18様式)
③	市町村農業委員会の発行する耕作面積証明書(3か月以内に発行された原本) ※農業委員会に届出なく、申請者以外の土地を耕作している場合は、耕作の「請負申立書」及び「地主の耕作面積証明書」
④	(1)新規登録する場合は、購入先の発行する販売証明書、機械の売買契約書等購入時期が古く証明書等がとれない場合は、機械の「全体写真」及び型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚 (2)再登録する場合は、機械の「全体写真」及び型式・製造番号を確認できる「プレート部分写真」を各1枚 ※1:相続や譲渡の場合は、相続(譲渡)の申立書 (機械の「全体写真」及び型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚添付) ※2:機械の所有者が申請者と異なる場合は、機械の貸借申立書 (機械の「全体写真」及び型式・製造番号を確認できる「プレート部分の写真」を各1枚添付)
⑤	【申請者が法人の場合】履歴事項全部証明書(写し可)
⑥	手数料(750円)窓口で必要書類等を確認後、お支払い方法についてご案内いたします。

2 軽油引取税免税証交付申請手続き

(1) 新規の場合

①	免税証交付申請書(省令様式第16号の21様式)
---	-------------------------

※免税軽油を購入予定の「販売店名」・「住所」がわかるものを持参してください。

(2) 再申請の場合

①	免税証交付申請書(省令様式第16号の21様式)
②	交付を受けた「免税軽油使用者証」

※再申請の場合は、下記3・4も提出してください。

3 免税軽油使用実績報告書(前回交付を受けた免税証の使用報告)

①	免税軽油の引取り等に係る報告書(省令様式第16号の30様式)
②	免税軽油受払簿(県取扱要領様式第4の3の44号)
③	販売店の領収書、納品書等(写し可。免税軽油購入分全ての領収書等が必要です。)

※毎月末日までに前月分の免税軽油の購入・使用実績を報告する必要があります。ただし、免税証の年間の交付数量が24キロℓ(月間2キロℓ)未満の場合等は、次の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。

4 免税軽油使用者証・免税証の返納手続き

①	免税軽油使用者証・免税証返納書(県規則様式第4の2の6号)
②	交付を受けた「軽油引取税免税証」【未使用の免税証がある場合】
③	交付を受けた「免税軽油使用者証」